

上九一色定住促進住宅入居申込みについて

1 入居資格について

【入居資格①】子育て世帯の方

- ① 18歳以下（18歳の誕生日以後最初の3月31日を迎えるまで）の親族がいること。
- ② 市町村民税又は特別区民税に滞納がないこと。
- ③ 入居申込者、又は親族が暴力団員でないこと。

【入居資格②】若者夫婦世帯の方

- ① 入居申込者又は同居している、もしくは同居しようとする配偶者（事実婚・婚姻予定を含む）のいずれかが39歳以下であること。
- ② 市町村民税又は特別区民税に滞納がないこと。
- ③ 入居申込者、又は親族が暴力団員でないこと。

【入居資格③】甲府市梯町又は古閑町で就労をしている、もしくは就労することが決まっている世帯の方（単身世帯を含む）

- ① 入居申込者又は同居している、もしくは同居しようとする親族が甲府市梯町又は甲府市古閑町で働いているか、就労を開始することが明らかであること。
- ② ①の働いている（働く予定を含む）方が39歳以下であること。
- ③ 市町村民税又は特別区民税に滞納がないこと。
- ④ 入居申込者、又は親族が暴力団員でないこと。

2 家賃について

区分	家賃
同居者として15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある入居者	月額 25,000円
上記以外の入居者及び上記の入居者で同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がすべてなくなった入居者	月額 40,000円

※入居契約前に、家賃月額の3か月分を敷金として納入していただきます。

※契約時には連帯保証人の設定が必要になります。

○連帯保証人については、以下の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 山梨県内に住所を有する者であること。
- ② 独立の生計を営む者であること。
- ③ 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、家賃その他の債務を保証する能力を有する者であること。
- ④ 公営住宅法に規定する公営住宅に入居していない者であること。
- ⑤ 上九一色定住促進住宅に入居していない者であること。

3 申込み方法について

○申込み方法

裏面「5 提出書類について」に記載された証明書等を住宅課窓口へ提出してください。

※郵送による申込みは受け付けておりません。窓口でのお手続きをお願いします。

※申込みについては先着順となります。入居申込みを受理した順に審査し、入居者が決定した時点で募集は終了となりますのでご承知おきください。

4 対象住戸内見について

入居の申込みの後、必要書類を精査し入居要件を満たしているか確認します。その後、内見の日程についてご案内させていただきますので、現地にお越しいただき、間取りや設備、入居後の注意点等について職員から説明します。

5 提出書類について

① 定住促進住宅入居申込書

② 所得が分かる下記の書類をいずれか1つ

直近の「課税証明書」「源泉徴収票」「確定申告控え」「市申告控え」

※同居者のうち、入居申込者から税法上の扶養を受けている方の提出は不要です。

③ 証明願（定住促進住宅入居申込用納税証明書）

※市外の方は、各市区町村が発行する直近の市町村民税又は特別区民税の納税証明書

④ 戸籍謄本

※外国籍の方は、有効期間内のパスポート、在留カード、大使館・領事館より発行される婚姻証明書等

⑤ 住民票謄本

※事実婚の方は、同居する方の続柄が「夫（未届）」又は「妻（未届）」となっている必要があります。

⑥ 就労・雇用（予定）証明書 ※入居資格③で入居申込みをする世帯のみ

※勤務地が甲府市梯町又は古閑町であるものに限りします。

◎下記に当てはまる方は別途必要書類がありますので、住宅課へお問い合わせください。

- ・パートナーシップ宣誓をしている方
- ・里子、里親と同居される方
- ・配偶者からの暴力を受けた、又は受けている方（DV被害者）
- ・婚約中の方

6 災害時の避難について

今回募集する住宅がある区画は、土砂災害特別警戒区域に指定されています。甲府市で発行している「我が家の防災マニュアル」やハザードマップを参考に、避難場所や避難方法を確認してください。

7 定住促進住宅に入居した場合、次のことを守ってください。

- ① 自治会活動に参加すること。
- ② 動物等の飼育はしないこと。（一時的に預かることも不可）
- ③ 他の入居者の迷惑となるような行為はしないこと。
- ④ 退去時に畳・ふすまを含む住宅の破損・汚損を原状回復すること。
- ⑤ 連帯保証人を立てること。

◎お問い合わせ

甲府市役所 住宅課 住宅係

〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1 8階

☎ 055-237-5812（平日8:30~17:15）

住宅課
HP

